

## 提案内容

他県にまたがらない1県で完結する河川等における内水面漁業調整規則の改正は、農林水産大臣の認可を不要とし、届出とする

鳥取県

## 千代川における禁止区域及び禁止期間位置図



※図中の禁が禁止区域

## 鳥取県内水面漁業調整規則における禁止区域及び禁止期間（規則抜粋）

## （禁止区域及び禁止期間）

第32条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
	八頭郡八頭町島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
	八頭郡若桜町大字樺戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
	鳥取市瀬太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9月26日から11月10日まで
(以下、略)	(以下、略)	(以下、略)

### 委員会指示対応していた際のこれまでの支障

- 千代川の大口堰周辺はアユが遡上する最初の大きな堰であり、また堰の構造上、魚が滞留しやすいことから、遊漁者による採捕が多い箇所である。
- そのため、大口堰周辺は水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、本来法令に基づく規則（漁業調整規則）で禁止区域に指定するのが適当である。
- H23年以降は、規則改正に向けての準備として毎年委員会指示を発令して周年禁漁とし、看板を立て周知しているものの、遊漁者の違反が年数回繰り返されている。
- 規則違反の場合は、直罰規定により絶大な抑止力を有する。一方、委員会指示違反の場合、罰則をかけるには、委員会から知事への命令申請、違反者からの異議申し立て、知事の裏付け命令といった手続きが必要であり、処分までに時間を要するため両者の間には抑止力に大きな差がある。
- 漁協から規則で禁止区域に追加するよう要望が出ているが、規則改正を行うには早くとも約1年を要することから、迅速な改正を求める地元意向に対処できていない。

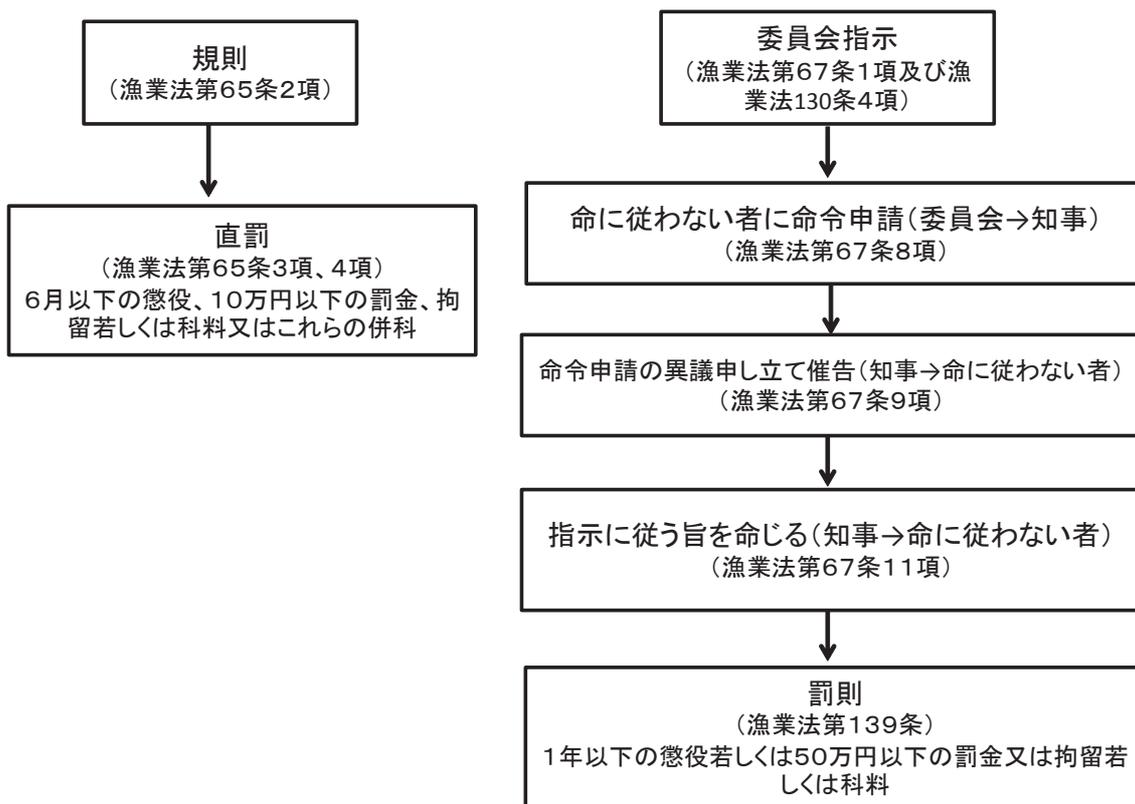
## 規則と委員会指示の主な相違点

## ○漁業調整規則

漁業法第65条及び水産資源保護法第4条に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整のため、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則（法定受託事務に該当）。規則には、必要な罰則を設けることができる。

## ○委員会指示

水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整上必要がある場合と認めるときに、関係者に対し委員会は必要な指示をすることができる。委員会指示は、固定的で機動性を欠く制限禁止について定める法令（規則等）に対し、緊急的、補完的な措置として発動されるもの。実効性が担保できない面あり。



指導、罰則までの流れ

## あゆの採捕禁止にかかる鳥取県内水面漁場管理委員会指示

(平成27年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号)

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成27年5月22日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

#### 1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第47号)第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

#### 2 指示期間

平成27年6月1日から平成28年5月31日まで

鳥取県内水面漁業調整規則内で大口堰周辺を採捕禁止にする要望書



平成22年9月17日

鳥取県知事  
平井 伸治 様

千代川漁業協同組合  
代表理事組合長 西川 博 昭



鳥取市円通寺「大口堰」周辺区域を鳥取県内水面漁業調整規則  
第32条の禁止区域へ追加することについて（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本組合の事業運営については平素から格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さてみだしの鳥取市円通寺「大口堰」周辺区域については、現在千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権行使規則第7条及び千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則第5条により採捕及び遊漁を禁止しております。

「大口堰」周辺区域については、千代川流域の水産動物の繁殖保護にとって重要な地域となっておりますが違反採捕者が他の禁止区域に比べても多く、加えて組合行使規則及び遊漁規則による規制では強制力が弱く迅速性に欠けるため、本組合としてもその対応に苦慮しているところです。

つきましては、当該「大口堰」周辺区域を鳥取県漁業調整規則第32条の禁止区域に追加していただきたくお願い申し上げます。

1、禁止区域に追加をお願いしたい区域と期間  
(区域)

「鳥取市円通寺における、円通寺橋上流端から上流270メートルと同535メートルの間の区域」

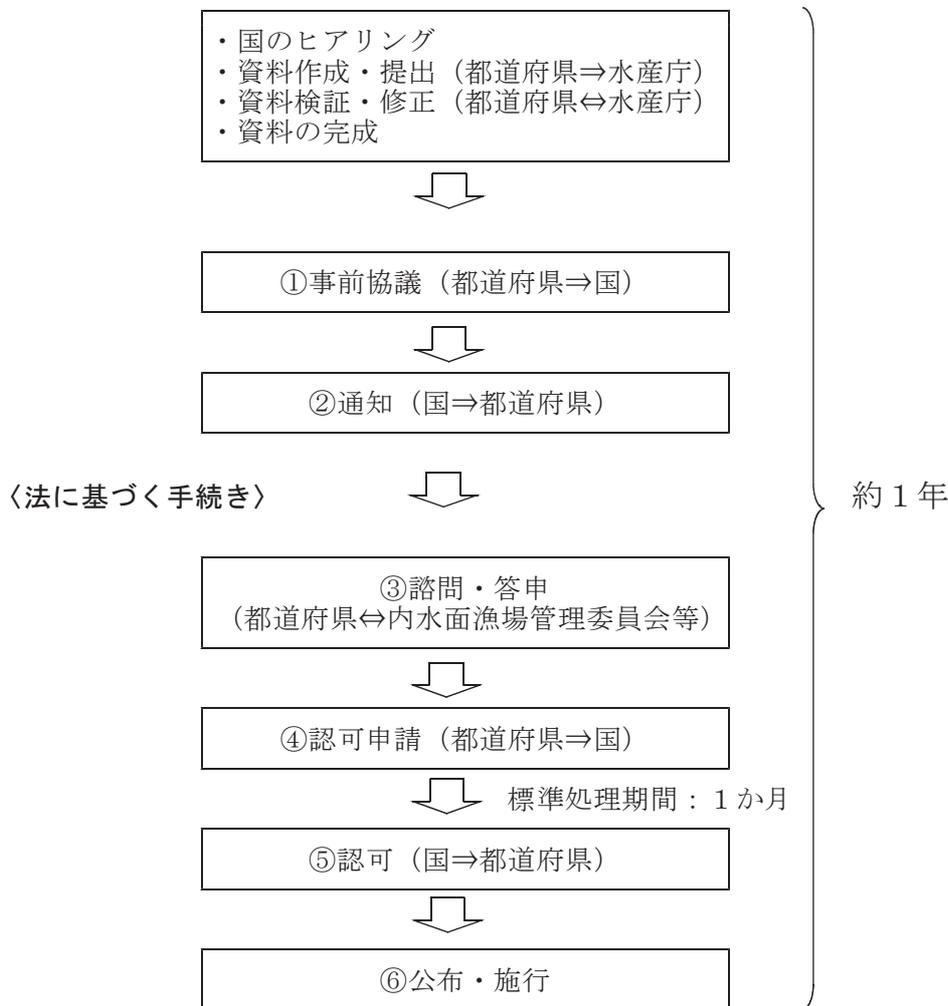
(禁止期間)

1月1日から12月31日まで

## 漁業調整規則制定・改正に係る事務の流れ (規則の制定・改正は地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託業務に該当)

### 〈国の通知に基づく手続き〉

昭和31年5月15日付 漁業調整第一課長・漁業調整第二課長通知



### 【参考】

#### 1 前回規則改正 (東郷池シジミ採獲禁止)

約7か月

○水産庁打ち合わせ	H19.5/17	}	約7か月 ※本件は比較的 単純な改正
○改正理由書、添付資料の提出	5/25		
○事前協議 (県→国)	8/13		
○事前協議回答 (国→県)	11/13		
○内水面漁場管理委員会開催 (諮問・答申)	9/13		
○農林水産大臣への認可申請	11/26		
○農林水産大臣の認可 (国→県)	12/27		
○公布・施行	H19.12/28		

#### 2 現在規則改正中の案件

千代川大口堰 (鳥取市円通寺) 周辺の採捕禁止区域の設定及び禁止期間の設定について、平成23年6月より委員会指示で対応してきたが、現在、規則改正に向けて水産庁の担当者と協議中。過去の実績や水産庁担当者情報から、規則改正には早くても1年かかる見込み。

## 制度改正の必要性と提案内容

### 認可の審査基準

平成12年6月15日付12水管第1425号 水産庁長官通知  
農林水産大臣の認可は、下記の基準を満たす申請に対して行うものとする

- 1) 当該申請に係る都道府県の範囲を超えた広域的な水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の行使、漁場の使用に関する紛争の防止等の漁業調整の観点から支障がないと判断されるもの。
- 2) 不当に義務を課し、又は権利を制限すると判断される規定を有しないもの。

## 1 必要性

1 県で完結する河川等の場合、国が関与する必要性が乏しい

### 【基準の1】

#### ○広域的な資源管理に影響が及ばない

魚が生まれ成長し、産卵するまでの過程が1県内で完結  
→漁獲方法が他県河川の資源に影響を与える可能性なく、都道府県間で漁業調整を行う必要性が低い。

#### ○他県の規制状況については県でも確認可能

運用上、改正の参考とするため、また都道府県間で規則内容に著しい差が発生（魚の体長制限や禁止漁具等）しないよう、関係県の規則の内容確認を行っている。

### 【基準の2】

#### ○不当な義務や権利の制限は、地域の実情に精通した知事で判断が可能



規則改正の判断が県で可能

## 2 提案内容

### 現行制度

漁業法・水産資源保護法  
規則改正→国の認可

### 改正案

漁業法・水産資源保護法  
規則改正→国の認可  
但し、1県で完結する河川等は、認可不要とし、届出制へ